

法律知識

No.43



弁護士 大橋 征平

総務課 主幹

(所属：福島県弁護士会)

日常生活の中で起こる可能性のある様々な事例に対して、法律に基づいた対応策を紹介します。

Q

夫の浮気が原因で離婚することになりました。離婚慰謝料など、夫に対して請求できるものについて教えてほしい。

最近、夫の浮気が発覚し、離婚することになりました。夫と結婚したのは3年前で、0歳の子供が一人います。現在、夫は会社員で、私は仕事をしていません。また、夫は離婚の原因である浮気を認めており、離婚に応じるほか、子供の親権者についても妻の私で構わないと言っています。このような場合、私が夫に対して請求できる権利などについて教えてほしい。



A

- ① **離婚慰謝料** 浮気により離婚を余儀なくされた場合、浮気された側は、**離婚に伴う精神的苦痛に対する損害賠償として離婚慰謝料を請求できます**。金額については、「婚姻期間」や「相手の資力・収入」など、様々な事情を総合的に考慮して決定され、200万円前後で認められることが多い傾向にあります。なお、**浮気相手に対しても不貞行為について慰謝料の請求ができます**。
- ② **財産分与** 離婚に伴って、**夫婦の共有財産を清算する必要があります**。清算の対象となるのは、婚姻中に夫婦の協力によって形成された財産です。預貯金のほか、婚姻後に購入した不動産、自動車などが対象になります。また、財産分与の割合は基本的に1対1になります。なお、ローンによる抵当権の付いた不動産については評価額からローン残高が控除されるため、財産分与の対象にならないこともあります。
- ③ **養育費** **未成熟子（経済的・社会的に自立していない子供）を監護している親は、監護していない親に対して、養育費を請求できます**。養育費の金額については、家庭裁判所で利用する「算定表」が公表されています。例えば、義務者が給与所得者で年収が700万円、権利者の年収が0円、子供が14歳以下の場合、養育費の月額は、8～10万円とされています。**養育費の終期は、20歳（あるいは22歳）までとする場合が多いです**。
- ④ **年金分割など** 離婚後2年以内であれば、**婚姻期間中の厚生年金記録の分割請求をすることができます**。専業主婦だった人は、受給できる年金額が増えるので、年金事務所で手続きしてください。また、合意内容を「執行認諾文言付公正証書」にして残しておく、万が一、支払いがない場合、強制執行をより早く行えます。

ここからは広告です。